

旭タクシーケア輸送サービスについて（重要事項説明書）

平成26年4月1日改定
旭タクシー株式会社

- 旭タクシーケア輸送サービス（以下、「本サービス」）の距離制運賃及び料金（時間距離併用制運賃を含む）は、小型車最初の1.4Kmまで540円、その後334mまで増すごとに80円（時速10Km以下の運行時間について2分05秒ごとに80円・待ち料金2分05秒ごとに80円）の運賃額に0.8を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた金額となり、22時から翌日5時までの運行については2割の深夜早朝割増が適用されます。運賃等は、タクシーメーター器の表示金額に0.8を乗じ10円未満の端数を切り捨てた金額として収受します。運賃及び料金並びに適用方法の詳細については裏面の記載により御周知下さい。
- 本サービスの時間制運賃は、小型車30分2,020円・大型車30分3,650円となります。（下記付加サービス料金が含まれています。用途に応じて御利用下さい。）
- 本サービスの御利用は、迎車回送料金と致しまして小型車1車1回につき、100円御負担いただきます。
- 本サービスの運賃及び料金並びに適用方法について、今後当社が変更認可申請を行い認可を受けた場合には、本書記載の運賃等によらず変更後の運賃等を適用することとします。
- 本サービスの適用地域は旭川交通圏とし、発地・着地双方またはいずれかが旭川交通圏である場合に限りします。
- 本サービスは、あくまでも輸送に関するサービス・運賃等であり、運賃及び料金には乗降の介助・その他のサービス料金は含まれていません（時間制運賃には含まれています）。介助等の付加サービス等を希望される方は、下記付加サービス・ケアチャージ等を御利用下さい。

付加サービス種類	付加サービス内容（詳細及び事例等については、担当者に御照会下さい）	標準想定時間	料金
ケアチャージ1	*地上1階部の玄関内（外靴を脱がない範囲）からおぶる・背負う介助をおこなった場合、又は地上1階部の外玄関に対して4段以上の階段昇降の車椅子介助をおこなった場合	～5分程度	500円
ケアチャージ2	*地上1階部の建物内に入って、おぶる・背負う・車椅子介助等をおこなった場合	～10分程度	1,000円
留意点	地上2階部以上の場所で同様な介助をおこなう場合、原則2名体制での介助となり、上記ケアチャージ2の料金に人数分を乗じた料金となる		

- 本サービスの利用にあたっては、御利用時にケア輸送サービス利用登録証（あさひグローリーケアパスポート、以下、「カード」）の提示により本人確認をさせていただきます。カードの提示等がなければ、本サービスの運賃及び料金の適用はできません。なお、御家族・知人等は御同乗いただけますが、本サービス利用登録者の途中乗車・途中下車はできません。また、御家族・知人等のみでの御利用、及びカードの他人への譲渡・貸し出しはできません。
- カードの発行に際しては、住所・生年月日及び申込区分に該当すること等が確認できる公的書類（介護保険証・健康保険証等、写し可）を提示の上、お申込みいただきます。住所等に変更があった場合には速やかに御連絡下さい。また、本書等に記載されました氏名・住所等の登録情報は電子的に管理し、本サービスの利用申込受付・配車業務等に活用させていただきます。
- 本サービスは、車イス等のためのスロープや回転シート等の特殊な設備・装備を設けた車両、若しくは介護福祉士等の資格を有する乗務員による輸送サービスであり、本サービスの引き受けは営業所のみにおいて行います。いわゆる流車中の拾いやタクシー待機所等での乗り込みによる御利用はできませんので、必ず、お電話等で配車センター（電話0166-48-1151）に本サービス利用をお申込み下さい。なお、限られた車両・有資格乗務員によるサービスのため、日時によっては、御希望の時間に御利用頂けない場合や、御予約をお断りせざるをえない場合もありますので御了承下さい。また、距離制運賃及び料金適用での本サービスを御利用の際は、円滑な本サービスの提供への御理解と他の利用登録者等への御配慮をいただき、限られた車両・有資格乗務員の不適な拘束は御遠慮下さい（場合によっては、やむをえず一旦、離れさせていただく等の処置を講ずることがあります）。
- 御利用申込みの際には、「ケア輸送サービスの利用であること」「経路等」「付加サービスの有無」を必ずお伝え下さい。申込み時にお申し出がなかった場合には、御利用時にカードを提示されましても運賃及び料金の適用はできません。
- 本登録申込書及び本サービスの提供で取得した個人情報、個人情報の保護に関する法律および関連法令に基づいて適切に管理し、法に定める例外を除き、本人の同意を得ることなく第三者に提供・開示しません。尚、取得した個人情報は、旭タクシー株式会社が行うサービス・商品の御案内や、顧客満足度の向上を図ることを目的としたアンケート調査を実施するために利用させていただきます。また、御本人からの申し出があれば、御案内等は中止いたします。
- 本サービスの利用及びカードに有効期限は設けておりませんが、関係法令等の改正や運賃及び料金の改定、その他の事由により、運賃や適用方法等を変更する場合があります。場合によりましては、本サービス及びカードの利用が出来なくなる場合があります。
- 利用登録者の申出による本サービスの利用登録の解除及びこれに伴う登録情報の抹消は随時受け付けます。また、円滑な本サービスの提供への御理解と他の利用登録者等への配慮をいただけない場合等、社会通念に照らし著しく常軌を逸している行為であると当社が判断した場合には、当該利用登録者に対し、本サービスの提供の中止及び利用登録の解除ができることとします。

旭タクシー株式会社一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送限定・ケア輸送サービス）の運賃及び料金並びにこれらの適用方法

1. 運賃

(1) 運賃の種類

- ① 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。以下同じ。）
- ② 時間制運賃

(2) 運賃額

- ① 距離制運賃
小型車 下記運賃額に0.8を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた金額
最初の1.4kmまで540円 爾後334mまで増すごとに80円
時速10km以下の運行時間につき2分05秒ごとに80円の乗倍
- ② 時間制運賃
大型車 30分ごとに3,650円
小型車 30分ごとに2,020円

2. 距離制運賃の増徴

(1) 増徴の種類

- ① 深夜早朝増徴
- ② 寝台増徴

(2) 増徴率

- ① 深夜早朝増徴 距離制運賃の2割増
- ② 寝台増徴 距離制運賃の2割増

3. 料金

(1) 料金の種類

- ① 待料金
- ② 迎車回送料金

(2) 料金の額

- ① 待料金
小型車 下記運賃額に0.8を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた金額
2分05秒ごとに 80円
- ② 迎車回送料金 小型車 1車1回につき 100円

4. 運賃及び料金の適用方法

(1) ケア輸送サービスの対象となる旅客

- ・ ケア輸送サービスの対象となる旅客は、以下に掲げる者及びその付添い人とし、当社若しくは当社が委託する会社等が提供するケア輸送サービス利用登録証の提示により旅客を限定し運賃及び料金を適用するものとする。

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項（以下「要介護者」）及び第4項（以下「要支援者」）
- ② 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条（以下「身体障害者」）
- ③ ①及び②のほか、65歳以上の高齢者であること又は認知症、内臓障害（人工血液透析を受けている場合を含む）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独で公共交通機関を利用することが困難な者

(2) ケア輸送サービスに使用する車両及び車種区分

- ・ ケア輸送サービスに使用する車両は、以下に掲げる自動車とする。

- ① 車内若しくはストレッチャーのためのリフト、スロープ、寝台等の特殊な設備を設けた自動車、又は回転シート、リフトアップシート等の乗降を容易にするための装置を設けた自動車。
- ② ①によらず、セダン型等の一般車両を使用する場合にあっては、介護福祉士若しくは福祉用具員若しくは居宅介護認定業者の資格が有する者が乗務する自動車。

- ・ ケア輸送サービスに使用する車両には、外部から見やすいように車体の側面に患者等輸送事業に用いる車両である旨の表示をすることとし、方法は次のとおりとする。

- ① 事業者の氏名、名称又は記号
- ② 「患者等輸送車両」の文字
- ③ 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行う。また、文字の大きさは縦横50ミリメートルとする。

- ・ この運賃及び料金を適用する自動車の種別は次のとおりとし、下記車種区分以外の自動車は認めないものとする。自動車の長さについては、新型自動車の届出をしたときの長さとし、車種区分の変更を伴う改造は認めないものとする。ただし、特殊なバンパーを装着する自動車は、標準バンパーの長さとする。

- ① 大型車
道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車で、乗車定員6名以下のもの又は寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員7名以上のものをいう。
- ② 小型車
道路運送車両法施行規則第2条に定める小型自動車のうち、自動車の長さが4.6m未満で乗車定員5名以下のもの、及び、同条に定める軽自動車（リフト又はスロープにより車椅子が乗降でき、かつ、運行中に車椅子を固定することのできる設備を有する特種用途自動車をいう）。

(3) 距離制運賃

- ① 距離制運賃は、旅客の乗車地から降車地までの実車走行距離及び時間に対して收受するものとする。
- ② 距離制運賃は、車両に取り付けられているタクシーメーターの表示金額により收受するものとし、運賃はタクシーメーターの表示金額に0.8を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた金額とする。
- ③ 距離制運賃の收受にあたっては、旅客の降車地点に停車後直ちにタクシーメーターを「支払」の位置に操作し、その表示金額により行うものとする。

(4) 時間制運賃

- ① 時間制運賃は、通院、観光地の周遊、冠婚葬祭にかかる運送等距離制運賃よりかかる運送であって営業所等において時間制運賃による特約がある場合に適用するものとする。
- ② 時間制運賃は、旅客の要請によって営業所等を出発し、旅客の運送を終了するまでの実時間時間制運賃に於て收受するものとする。ただし、旅客の責に帰する事由によって超過した時間は、運賃計算上の時間として算入しないものとする。
- ③ 時間制運賃は10分単位とし、10分未満の端数が生じたときは切り上げるものとする。
- ④ 時間制運賃には、運賃の増徴及び料金を適用しないものとする。

(5) 深夜早朝増徴

- ① 運賃の増徴は、距離制運賃を適用する場合で22時から翌日の5時までの間はかかる運賃に対して適用するものとする。
- ② 増徴運賃は、車両に取り付けられているタクシーメーターの表示金額により收受するものとし、運賃はタクシーメーターの表示金額に0.8を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた金額とする。

(6) 寝台増徴

- ① 運賃の増徴は、距離制運賃を適用する場合で寝台専用の固定した設備を有する車両が、当該設備を使用する運送に限り、年間を通じて適用するものとする。
- ② 増徴運賃は、車両に取り付けられているタクシーメーターの表示金額により收受するものとし、運賃はタクシーメーターの表示金額に0.8を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた金額とする。

(7) 待料金

- ① 待料金は、距離制運賃を適用する場合であって旅客の要請によって車両を待機させた時間に対して適用するものとする。
- ② 待料金は、車両に取り付けられているタクシーメーターの表示金額により收受するものとし、待料金はタクシーメーターの表示金額に0.8を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた金額とする。

(8) 迎車回送料金

- 迎車回送料金は、距離制運賃を適用する場合であって、旅客の要請により乗車地点まで車両を回送した場合に適用するものとする。

(9) その他

- ① ケア輸送サービスの受けは営業所のみで行うものとする。
- ② ケア輸送サービスの運賃及び料金の適用において、当社が患者等輸送を限定せしめ認可を受けている一般乗用旅客自動車運送事業の運賃の増徴（身体障害者増徴・知的障害者増徴・遠距離増徴）は適用しないものとする。
- ③ ケア輸送サービスの運賃及び料金の適用において、当社が別記認可を受けている介護輸送サービスの運賃は重複して適用できないものとする。（どちらか一つのみを適用するものとする。）
- ④ 有料車庫利用料、前送料、駐車料、乗務員宿泊料その他旅客から特別の負担を求められた場合は、その実費を旅客の負担とする。
- ⑤ 深夜早朝増徴及び寝台増徴は、重複して適用できないものとする。
- ⑥ 深夜早朝増徴又は寝台増徴を適用した場合の初乗り運賃は、小型車430円とする。

6. 適用地域

旭川交通圏（旭川市、鷹栖町、当麻町、比布町）